

決済端末(納付窓口)にて支払うときの流れ

- ① 申請窓口より、手数料連絡票と
手数料納付済申出書(様式2)を受け取り
申請者名を記入します

例)株式会社 ○○
代表取締役 長崎 県一

- ② 手数料連絡票を持って支払窓口へ向かいます
・キャッシュレスのみ →各振興局の総務課等
・現金のみ →浦上警察署、西海警察署
対馬南警察署

(手数料連絡票)

- ③ 支払窓口で手数料連絡票を渡し、手数料の支払いを行います
※手数料連絡票については、納付窓口で回収します

(納付方法一覧)

- | | | | |
|--|---|---|--|
| ○クレジットカード
・JCB
・VISA
・Mastercard
・American Express
・Diners Club | ○電子マネー
・交通系ICカード
・nanaco
・WAON
・楽天Edy | ○コード決済
・PayPay
・d払い
・auPAY
・楽天Pay | ○現金
・上記の3警察署で受け付けています
※各振興局では
・クレジットカード
・電子マネー
・コード決済の3種類のみです |
|--|---|---|--|

- ④ (キャッシュレスによる納付の場合)
支払後、利用明細書を2枚(県提出用、申請者控え)受け取ります

(現金による納付の場合)
支払後、利用明細書を1枚、領収書を1枚受け取ります

- ⑤ (キャッシュレスによる納付の場合)
利用明細書の1枚(県提出用)を手数料納付済申出書の右側に貼り、申請窓口へ提出します。
「納入者控」のゴム印が押されていない方を提出していただきますようお願いいたします。
※次ページにイメージ図をつけておりますので、ご参考にしてください。

(現金による納付の場合)
受け取った利用明細書を手数料納付済申出書の右側に貼り、申請窓口へ提出します。
領収書は申請者にて保管をお願いいたします。



(利用明細書)

(様式2) 手数料納付済申出書

申請者名 **株式会社〇〇 代表取締役 長崎 県一**

納付した手数料の内容

※ 領収証書から切り離した<納付済証>を貼付
※ 納付書の控え右側の<納付済証 照合票>又は、取納窓口で受け取った<利用明細書>を貼付

(使用上の注意点)

※ 手数料を納付書又は手数料収納窓口で納付した場合に使用する用紙です。
※ 納付書の上側の太枠内に申請者の「氏名(名称)」を記入ください。

【手数料収納窓口で納付の場合】
納付窓口で受け取った<利用明細書(レシート)>のうち1部を貼付

【納付書で納付の場合】
領収証書から切り離した<納付済証>と納付書の控え部分から切り離した<納付済証 照合票>の2つを貼付

【県処理欄】
 財務会計システムへの申請書等受付の登録

県への提出用は、
「納入者控」のゴム印が
押されていない方になります

支払窓口の一覧

(キャッシュレスのみ)

地区	設置庁舎	所在地	担当課
長崎	長崎振興局	長崎市大橋町 11-1	管理部総務課
県央	県央振興局	諫早市永昌東町 25-8	管理部総務課
島原	島原振興局	島原市城内 1-1205	管理部総務課
県北	県北振興局	佐世保市木場田町 3-25	管理部総務課 建設部建設管理課
五島	五島振興局	五島市福江町 7-1	管理部総務課
	五島振興局 上五島支所	南松浦郡新上五島町有川郷 578-2	管理部総務課
壱岐	壱岐振興局	壱岐市郷ノ浦町本村触 570	管理部総務課
対馬	対馬振興局	対馬市厳原町大字宮谷 224	管理部総務課 農林水産部水産課

(現金のみ)

地区	設置庁舎	所在地	担当部署
長崎	浦上警察署	長崎市大橋町 26-4	交通安全協会
県北	西海警察署	西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷 162-17	
対馬	対馬南警察署	対馬市厳原町中村 633	